

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、意思決定の迅速化・透明性の向上、情報開示、説明責任（アカウンタビリティ）の強化、法令遵守（コンプライアンス）、危機管理の徹底などを図り、経営の健全性を確保することをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
財団法人岩谷直治記念財団	20,463,577	8.14
株式会社三菱東京UFJ銀行	11,132,105	4.43
有限会社テツ・イワタニ	6,870,000	2.73
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6,085,000	2.42
イワタニ炎友会	5,907,025	2.35
株式会社りそな銀行	5,792,970	2.30
日本生命保険相互会社	5,613,976	2.23
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,138,000	2.04
岩谷産業泉友会	4,466,399	1.78

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、大阪 第一部、名古屋 第一部
-------------	-----------------------

決算期	3月
-----	----

業種	卸売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
-------------------	---------------

直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満
-------------------	--------------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	17名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	17名
社外取締役の選任状況	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査については、社長直轄の組織として「監査部」を設置し、監査役と密接な関係・連携を持って必要な内部監査を定期的実施し、会社の事業活動が適正かつ効率的に行われているかどうかを監査しております。現在、内部監査に従事する人員は、内部監査担当が4名、保安監査担当が4名、内部統制担当が4名であります。

監査役会は、課題の早期発見と是正に向けて、定期的な監査等により会社の業務執行を監視しております。

また、会計監査人と定期的に会合を持ち、会計監査内容につき説明を受ける等、情報の交換を行っております。監査役会は、常勤監査役2名、社外監査役2名で構成されております。

加えて、専任の監査役担当1名を配置し、監査業務や監査役会の運営を補助しております。

なお、常勤監査役の尾濱豊文氏は、長年にわたり当社経営企画部門で予算統制業務等を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、社外監査役の内藤碩昭氏は、長年にわたり金融業務に携わっており、財務に関する相当程度の知見を有するものであります。

これらの監査結果については、代表取締役及び内部統制部門の責任者に対して適宜報告されることに加え、監査役及び監査役会が代表取締役並びに会計監査人とそれぞれ定期的な会合を持つことなどにより、緊密な相互連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
堀井 昌弘	弁護士									○
内藤 碩昭	他の会社の出身者				○					

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである

- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
堀井 昌弘	○	——	会社法第2条第1項16号の社外監査役の定義を満たすことで一定の独立性が確保されていることに加え、当該監査役は法律の専門家として、より多角的な視点に基づいた取締役の監視及び提言・助言を得ることができる適切な人物であることから、社外監査役に選任しております。また、各上場金融商品取引所に対して独立役員として届出をしております。 なお、当該監査役は当社と顧問契約を締結する法律事務所に所属しておりますが、当該監査役は当社が関連する業務に従事しておらず、当社から役員報酬以外に金銭その他の財産を得ていないため、一般株主と利益相反のおそれがないと考えております。
内藤 碩昭		——	会社法第2条第1項第16号の社外監査役の定義を満たすことで一定の独立性が確保されていることに加え、金融知識に精通し、会社役員の経験が豊富であり、より多角的な視点に基づいた取締役の監視及び提言・助言を得ることができる適切な人物であることから、社外監査役に選任しております。 なお、当該監査役は当社の主要な取引金融機関である株式会社三菱東京UFJ銀行の名誉顧問を兼務しておりますが、業務執行には携わっており、また当社から役員報酬以外に金銭その他の財産を得ていないため、当社との間には特別な利害関係はないと考えております。

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

ストックオプション制度等は導入しておりませんが、役員報酬等については、当社の業績や各役員の職務・経験年数・業績に対する貢献度等の諸般の状況を勘案し、個別に決定することとしております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

【役員報酬の内容】

a) 2010年度における当社の取締役及び監査役の報酬等の総額			
取締役	人数	支給額	783百万円(役員賞与 95百万円を含む)
監査役	人数	支給額	124百万円(役員賞与 11百万円を含む)
うち社外監査役	人数	支給額	47百万円(役員賞与 4百万円を含む)
合計	人数	支給額	908百万円(役員賞与 106百万円を含む)

- (注) 1. 取締役の報酬額は年額8億円以内、また、監査役の報酬額は年額2億円以内とし、従業員兼務取締役の従業員としての職務に対する報酬を含めないものとしております。(平成18年6月29日第63回定時株主総会決議)
 2. 取締役の報酬等の総額には、従業員兼務取締役の従業員給与は含まれておりません。
 3. 上記には、平成23年6月24日開催の第68回定時株主総会終結のときをもって退任した取締役3名、監査役1名及び平成22年9月28日逝去により退任した取締役1名を含んでおります。

b) 役員ごとの連結報酬等の総額等
 牧野明次(代表取締役) 118百万円(基本報酬98百万円、賞与19百万円)
 (注) 連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定し記載しております。

c) 役員の報酬等の額の決定に関する方針
 当社は役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は特に定めておりませんが、当社の業績や各役員の職務・経験年数・業績に対する貢献度等の諸般の状況を勘案し、個別に決定することとしております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

専任の監査役担当を配置し、監査役の補助者及び監査役会の事務局として、監査業務や監査役会の運営を補助しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1) 業務執行、監査・監督の状況

当社の業務意思決定及び監督機関である取締役会は取締役15名で構成しており、取締役会が充分かつ活発な議論の上にて的確で迅速な意思決定及び監督を行えるよう、取締役会の機能を高めております。
 当社は、常務以上の取締役で構成する経営会議を毎月2回開催し、取締役会に付議する事項や業務執行上の重要事項の審議に加えて、情報の共有化と意思疎通を図っております。また、意思決定の迅速化と権限の委譲を進めるために、執行役員制度を導入し、取締役会の活性化を図っております。執行役員は、取締役会で決められた経営方針に従って、代表取締役から権限委譲を受け、指示及び命令のもとに、業務執行に専念しております。この制度の導入により、取締役会のもつ企業戦略の意思決定機能及び監督機能を強化し、より効率的な経営を推進しております。
 当社は監査役会設置会社であり、監査役会は4名の監査役(内2名は社外監査役)で構成しております。常勤監査役は全ての取締役会・経営会議に出席し、また独立役員も経営会議に出席するなど、取締役の職務執行を十分に監視できる体制にしております。
 社外監査役には、法律の専門家、および金融・財務分野に精通する者を選任し、より多角的な視点に基づいた監査体制を確立しております。

2) 会計監査の状況

会計監査人につきましては、有限責任 あずさ監査法人を選任しており、適時監査法人には必要データを提出し、適切な監査が行える体制を整えております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、会計監査業務に係る補助者の構成については次のとおりであります。

- (a) 会計監査業務を執行した公認会計士の氏名
 指定有限責任社員 業務執行社員 伊與政 元治、横井 康
 (b) 会計監査業務に係る補助者の構成
 公認会計士 11名、会計士補等 7名、その他 4名

3) 定款規定の内容

1. 取締役の定数
 当社の取締役は17名以内とする旨を定款に定めております。
2. 取締役の選任の決議要件
 当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。
3. 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項
 当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的として、自己の株式の取得について、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。
4. 株主総会の特別決議要件
 当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

4) リスク管理体制の整備の状況

グループ企業全体のリスクを統合的に管理するため「危機管理委員会」を設置しております。危機管理委員会傘下の各委員会は、外国為替及び外国貿易法の遵守ならびに不正輸出等の防止に向けた管理体制の強化を図るための「安全保障輸出管理委員会」、個人情報保護の徹底を図るための「個人情報保護委員会」、法令遵守の徹底を図るための「コンプライアンス委員会」、高圧ガスの保安のための重点施策策定等を行う「工場保安委員会」、災害時の対応策の整備や環境マネジメントの重要事項を審議する「災害対応・環境委員会」、海外におけるリスク管理の徹底を図るための「海外安全管理委員会」、顧客満足度を向上させるための「CS(カスタマー・サティスファクション)委員会」、取扱商品の安全性及び法令適合性の審査を実施するとともに、「イワタニブランド」イメージの確立とブランド価値の維持・向上を図る「製品安全・ブランド委員会」の8つの委員会で構成されております。

更に、企業不祥事の発生阻止に向けては平成10年にイワタニ企業倫理綱領を制定しており、「グループの経営者、従業員が経営理念や倫理観・価値観を共有し、あらゆる事業活動の局面において遵守すべき規範」として、社内・グループ会社で周知徹底を図っています。なお、昨今の企業を取巻く社会環境の変化、法令の改正動向を踏まえ、随時改訂を致しております。

また、法律上の判断が必要な際には顧問弁護士に適時アドバイスを受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

コーポレート・ガバナンスにおいては客観的・中立な経営監視機能が重要と考えており、社外監査役を含めた監査役会が多角的な観点から監査を実施すること、並びに独立役員が経営会議等の重要な会議に出席することにより、外部からの経営監視が十分に機能する体制が整っていると考えております。従って、監査役4名中の2名を社外監査役とする当該体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	機関投資家ならびにアナリスト向けに決算説明会を行い、代表者が決算の状況及び中期経営計画の進捗状況等を説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	コンテンツ: 社長メッセージ、中期経営計画、決算説明会資料、業績報告、株主総会招集通知・決議通知、有価証券報告書、報告書(事業報告書)、アニュアルレポート(英文)、IRカレンダー、株価情報 URL: http://www.iwatani.co.jp/jpn/ir/ir01.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部内にIR担当者を配置し、IR活動を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境・社会に幅広く貢献する当社の姿を広くご理解いただくため、また昨今の「持続可能性」の報告を求める社会的要求に応えるため、「環境・社会報告書」を製作し、環境面・社会面・経済面の情報を弊社ホームページに公開しております。 URL: http://www.iwatani.co.jp/jpn/csr/csr01.html

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、創業以来、「世の中に必要な人間となれ、世の中に必要なものこそ栄える」を企業理念として掲げ、常に世の中が求める新しい価値、お客様が求める価値の創造に努め、社会に貢献することを目指しています。株主様、お取引先様、従業員などからの信頼と期待に応えることが会社繁栄の絶対条件と考え日々の事業経営に取り組んでおります。

この企業理念を踏まえ、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり内部統制システム基本方針を定め、業務の適正を確保するための体制を構築・運用しております。

1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、会社の業務執行を適正かつ健全に行うため、実効性ある内部統制システムと遵法体制の構築・運用に努めております。監査役会は、課題の早期発見と是正に向けて、会社の業務執行を監視しております。

また、当社グループの事業活動における遵法体制の徹底、強化のために、「コンプライアンス委員会」を設置し、法令遵守の徹底を図っております。

さらに、あらゆる事業活動の局面においてグループの経営者、従業員が遵守すべき規範を制定し、経営理念や倫理観・価値観を共有することで、コンプライアンス意識の向上を図っております。

財務報告の信頼性確保に向けては、金融商品取引法及び関係法令に基づき基本的計画及び方針を定め、グループ企業全体で十分な体制の構築と適切な運用に努めております。

市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で対処することを行動指針として制定するとともに、平素より対応統括部署を定め外部専門機関と連携し、不当要求への対応、反社会的勢力に関する情報収集を行っております。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、取締役会・経営会議等の議案書・議事録、その他その職務の執行に係る情報を法令・社内規程の定めるところに従い、適切に保存し、かつ管理しております。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理体制として、社長直轄の組織として「危機管理委員会」を設置し、グループ企業全体のリスクを統一的に管理しております。当委員会の傘下には、コンプライアンス、工場保安等の想定される主要なリスクに対応する個別委員会を設け、顕在しない潜在する企業危機への総合的な対応を行っております。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行を効率的に行うために執行役員制度を導入し、経営の意思決定の迅速化と権限の委譲を進めることにより、取締役会のもつ企業戦略の意思決定機能及び監督機能を強化し、より効率的な経営を推進しております。

また職務分掌に係る規程、決裁に係る規程に基づき、職務の執行の効率化を図り、併せて基幹系情報システムの活用により、経営資源の統合的な管理と全社的な業務の効率化に取り組んでおります。

5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ企業に対しては、規程を設け経営の重要事項に関する事前承認事項やその他の事業活動の報告事項を定め、業務の適正を確保するとともに、事業活動の行動規範として「伊ワタニ企業倫理綱領」を制定し、周知徹底することで、グループ全体のコンプライアンス意識の向上を図っております。

また、社長直轄の組織として「監査部」を設置し、監査役会と密接な関係・連携を持って内部監査を定期的実施し、グループ全体の事業活動が適正かつ効率的に行われているかどうかを監査しております。

6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

専任の監査役担当を配置し、監査役の補助者及び監査役会の事務局として、監査業務や監査役会の運営を補助しております。

7) 監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役担当の人事については、監査役会の意見を尊重した上で決定することとし、取締役からの独立性を確保しております。

8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、経営会議で決議された事項、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、その他監査役にその職務遂行上報告する必要があると判断した事項を報告しております。また、監査役は会計監査人から会計監査内容につき説明を受ける等、情報の交換を行っております。

9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役が全ての取締役会・経営会議などの重要な会議に出席することに加え、監査役及び監査役会は、代表取締役並びに会計監査人とそれぞれ定期的に会合を持つことで、会社の業務執行を監査する上での実効性を高めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「伊ワタニ企業倫理綱領」において、当社及びグループ各企業の全ての役員、従業員が、市民社会の秩序や安全を脅かす組織等に対して、毅然とした姿勢で対処することを行動指針とし、「金品等の要求には応じない」、「一切利益を供与しない」、「警察当局と連携し徹底して排除する」ことを明記しております。

また、平素より対応統括部署を定め、外部専門機関と連携し、反社会的勢力による不当要求への対応、及び反社会的勢力に関する情報収集を行っております。

社員への啓発活動としては、研修等にて行動指針への理解を深める機会を設けております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

○当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(概要)

当社取締役会は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値の向上・株主共同の利益の実現に資する者が望ましいと考えますが、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきと考えます。

また、当社は金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値の向上ひいては株主共同の利益の実現に資するものである限り、否定的な見解を有するものではありません。

ただし、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なう又は損なう恐れの高い株式等の大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切でないと考えております。このため、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、不適切な株式等の大規模買付提案に対する一定の備えを設けるとともに、株式等の大規模買付提案について株主の皆様が判断をされるために必要な時間や情報の確保、株式等の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えます。

○基本方針の実現に資する取組みについて(概要)

当社は、基本方針の実現に資する取り組みとして、グループを挙げて中期経営計画「PLAN12」に取り組み、経営目標である「成長力の強化」及び「安定した財務基盤の確立」の推進を通じて、企業価値の向上に取り組んでおります。

具体的には、各事業分野における戦略的な投資の実行を通じて継続的な利益の拡大及びROA(総資産経常利益率)の改善を図るとともに、投資効率の吟味と経営効率の改善による有利子負債の削減及び有利子負債依存度の改善を目指しております。

また、中期経営ビジョンとして、以下の4つのビジョンを掲げております。

- 1) 各事業における確固たる地位の確立
LPガス事業では、「エネルギーのイワタニ」として、各地域におけるNo. 1事業者の達成に向けて、総合的な取り組みによる強固な事業基盤の確立を進め、また産業ガス事業では、「ガスのイワタニ」として、当社の特長を活かせる成長分野・地域に経営資源の集中を図り競争の優位性を高めるなど、各事業で確固たる地位を確立します。
- 2) アジアを中心とする海外事業の拡大
アジアを中心とする海外の経済成長を当社の成長力に結びつけるべく、市場環境や求められる商品などの変化に対応するとともに、国内外のネットワークの活用により各事業のシナジー効果を発揮し、海外事業の拡大を図ります。
- 3) 水素エネルギー社会に向けた事業基盤の強化
LPガス改質型の家庭用燃料電池の販売・メンテナンス体制を確立することにより、水素をエネルギーとして各家庭へ供給する基盤を整備するとともに、水素の大量製造・大量輸送・大量消費を視野に入れて、産業用水素の需要開拓と液化水素製造拠点の拡充を進めるなど、事業基盤の強化に取り組めます。
- 4) CSR経営の推進
危機管理委員会によるリスク管理・コンプライアンスの徹底を通して、顧客・取引先からの信頼を高めることに加え、低炭素社会に向けた取り組みを進めるなど、地域社会・地球環境に貢献する「世の中に必要とされる企業」を目指します。
長期的には、水素社会の実現に向けて、総合エネルギー事業において家庭用燃料電池の普及拡大などエネルギービジネスの進化に取り組むことに加え、水素事業では水素のリーディング企業として競争力の更なる向上を図り、更なる企業価値の向上へ繋げたいと考えております。
また当社の利益配分に関する基本方針につきましては、安定的な配当により株主の皆様へ還元すると同時に、持続的な成長に繋げるための投資等に活用し、企業価値の最大化を図ることで株主の皆様のご期待に応じて参ります。
当社はこれらの取り組みを着実に実行し、「世の中に必要とされる企業」であり続けることにより、当社グループの企業価値の向上、ひいては株主共同の利益の実現に資することができるものと考えております。

○基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(概要)

当社は、平成23年6月24日開催の第68回定時株主総会において株主の皆様への承認をいただき、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」を一部変更の上で継続いたしました。概要は以下のとおりです。

- 1) 独立委員会の設置
取締役会の恣意的な判断を排し、判断の客観性、合理性を担保することを目的として、取締役会から独立した諮問機関である独立委員会を設置しております。
- 2) 対象となる大規模買付行為
当社が発行する株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付行為を対象とします。
- 3) 必要情報の提供
当社取締役会は、大規模買付者より、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報の提供を受けます。また、提出を受けた全ての情報を独立委員会に提供します。
- 4) 取締役会評価期間
当社取締役会は、必要情報の提供が十分になされたと認めた場合、もしくは必要情報が十分に揃わない場合であっても回答期限に到達した場合には、速やかに開示します。また、60日間又は90日間の評価期間(最大30日間の延長が可能)を設定し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討を行います。

5) 対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、取締役会評価期間内に当社取締役会に対して、対抗措置の発動の是非に関する勧告を行います。

(a)対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、大規模買付者が手続きを遵守しなかった場合、または、大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型に該当する場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

(b)対抗措置の不発動を勧告する場合

(a)に定める場合を除き、独立委員会は、対抗措置の不発動を勧告します。

6) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行います。

7) 対抗措置の具体的内容

大規模買付者のみが行使できない新株予約権を、株主へ無償で割当ててを対抗措置とします。

8) 有効期間、変更及び廃止

本買収防衛策の有効期間は、平成26年6月開催予定の定時株主総会終結の時までです。ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において変更又は廃止の決議がなされた場合には、その時点で変更又は廃止されます。また、当社取締役会により廃止の決議がなされた場合には、その時点で廃止されるものとします。

本買収防衛策の詳細については、当社ウェブサイト (<http://www.iwatani.co.jp>) をご覧ください。

○上記取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中期経営計画等の各施策及び本買収防衛策の導入は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的を持って実施されているものであり、基本方針に沿うものです。

また、本買収防衛策は、導入において株主総会の承認を受けていること、取締役会から独立した独立委員会が対抗措置の発動の是非を勧告すること、対抗措置の発動要件が合理的・客観的であり取締役会による恣意的な発動を防ぐ仕組みとなっていること、並びに、株主総会又は取締役会により廃止できることなどにより、合理性が担保されており、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

(1) 内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図は(参考資料1)をご参照下さい。

(2) 適時開示体制の概要

当社では、情報取扱責任者を中心に、経営企画部、総務人事部、広報・社会関連部、経理部が開示担当部署として、連携して重要な会社情報を収集し、適時開示規則との照合を行い、適時適切な開示に努めております。

会社情報の内容により、次のような体制をとっております。

1. 決定事実に関する情報

重要な決定事実については、経営会議及び取締役会で決定します。情報取扱責任者を中心に開示担当部署は、事前に重要な決定事実が適時開示情報に該当するか否かの検討を行い、開示が必要な場合には、決定次第、直ちに適切な開示を行うよう努めております。

2. 発生事実に関する情報

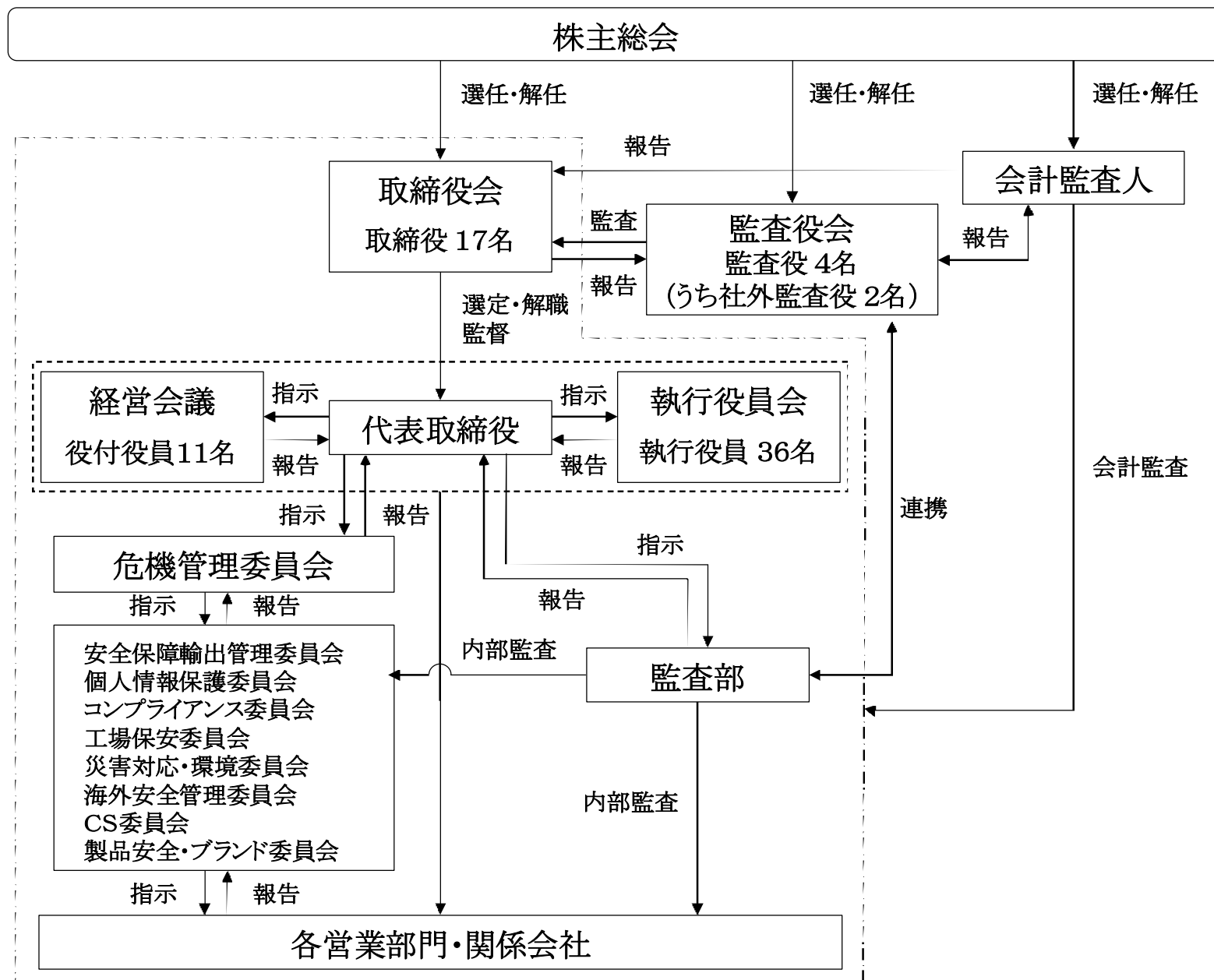
情報取扱責任者を中心に開示担当部署は、各関係部署から重要な発生事実の情報収集に努め、当該情報が開示を必要とするか否かの検討を行い、開示が必要な場合には、代表取締役社長の承認のもと、直ちに適切な開示を行うよう努めております。

3. 決算に関する情報

決算に関する情報については、経理部にて決算財務数値を作成し、並行して会計監査人の監査を受け、コーポレート・ガバナンスに関する事項等は経営企画部等関係部署が作成し、最終的に決算に関する取締役会において承認し、当日、決算に関する情報を開示しております。

当該体制の概要図については、(参考資料2)をご参照下さい。

(参考資料1)



(参考資料2)適時開示体制の概要

